

## 会社法と端株制度の廃止

制度調査部  
横山 淳

### 会社法制現代化より - 12

#### 【要約】

商法等を大幅に改正する会社法が2005年6月に可決・成立した。施行は来年5月が見込まれている。

会社法の下では、端株制度は廃止され、単元株制度（あるいは単元株制度に基づく単元未満株）に一本化されることとなる。

ただし、既存の端株制度採用会社で会社法施行前から存在する端株については、経過措置によって存続が認められている。

#### はじめに

商法等を大幅に改正する「会社法」が、2005年6月29日に可決・成立した。その主要部分は、来年5月頃の施行が見込まれている。

「会社法」の制定に伴う現行の会社法制からの変更点は多岐に渡っているが、その中に「端株制度の廃止」が盛り込まれている。これを受けて、最近、制度調査部でも「端株はどうなるのか？」「端株制度を採用している会社は何をしなければならないのか？」といった質問が寄せられている。

端株制度廃止に伴う対応については、「会社法」の施行に当たっての各種の経過措置を定めた「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、整備法）が規定している。本レポートでは、整備法に基づいて端株制度廃止に伴う経過措置を解説する。

なお、「端株」「単元未満株」という言葉は、日常的には同義語として用いられているケースが、しばしば見受けられる。しかし、法律上、厳密には、「端株」と「単元未満株」は次のように全く別のものを意味している。

「端株」……単元株制度を採用していない会社（つまり、売買単位が1株の会社）の1株未満の株式に相当するもの（例えば、0.2株など）。

「単元未満株」……単元株制度を採用している会社の株式で、1単元未満（ただし整数倍）のもの（例えば、1単元＝1000株の会社の200株など）

本稿では、「端株」「単元未満株」という言葉を上記の法律上の意味に従って、使い分けているので留意されたい。



## 1 . 会社法と端株制度の廃止 - 単元株制度への統一

会社法では、現行商法の端株及び端株主に関する規定（商法 220 / 2～7）は削除されている。つまり、会社法の下では、端株制度は廃止され、単元株制度（及びそれに基づく単元未満株）に一元化されることとなる。

端株制度を廃止する趣旨は、会社法全体としての整合性をとるために、類似する制度を整理統合するという方針に従ってものと説明されている<sup>1</sup>。つまり、端株制度と単元株制度とは、出資単位の小さい者の権利を管理するという共通する機能を有している。そこで、現時点で採用している会社数が多いと考えられる単元株制度に統一することとされた訳である<sup>2</sup>。

ただ、現行商法の下では、端株と単元未満株とでは、株主（端株主）に認められる権利内容が異なっている。そのため、会社法で両者を一元化するに当たって、単元未満株主に認められる権利内容が調整されている。具体的には下記の通りである（会社法 189）。

### 【端株主・単元未満株主の権利内容】

	現行商法	会社法
端株主	配当請求権 株式分割、合併等により株式・金銭を受け ける権利 株式の転換請求権 新株等の引受権を受け ける権利 残余財産分配請求権 ただし、の権利については定款で 与えないとすることができる。	廃止
単元未満株主	議決権及び議決権に関連する権利を除 き、原則として、全ての株主権を有する。	議決権及び議決権に関連する権利を除 き、原則として、全ての株主権を有する が、定款で一部の権利を与えないとす ることも可能。 ただし、次の ~ の権利については、 定款によっても制限できない。 会社による全部取得条項付種類株式の 取得に当たり対価を受け ける権利 会社の取得条項付種類株式の取得にあ たり対価を受け ける権利 株式無償割当を受け ける権利 単元未満株式買取請求権 残余財産分配請求権 その他法務省令で定める権利

つまり、基本的には、現行の単元未満株の権利内容を維持するが、定款によって、現行の端株と同様に、行使できる権利に制限を加えることができるとしているのである。

<sup>1</sup> 江頭憲治郎（東京大学教授）「会社法制の現代化に関する要綱案の解説〔 〕」（『商事法務』No.1725）p.9、相澤哲（法務省大臣官房参事官）・豊田祐子（法務省民事局付）「新会社法の解説(5) 株式（株式の併合等・単元株式数・募集株式の発行等・株券・雑則）」（『商事法務』No.1741）p.18 など。

<sup>2</sup> 相澤哲（法務省大臣官房参事官）「一問一答 新・会社法」（商事法務、2005年）p.80

なお、「その他法務省令で定める権利」の内容は、現時点では明らかではないが、基本的には、現行の端株主の権利と同様の内容とすることが予定されているようである<sup>3</sup>。

## 2 . 既存の端株の経過措置 ～ 会社法施行後も存続が認められる

会社法が施行されて、端株制度が廃止されると、そのままでは端株制度採用会社の端株主はその権利を失うことになりかねない。そこで、整備法では端株制度採用会社やその端株主に不利益が生じないように経過措置を講じている。

具体的には、会社法施行前から存在する端株については、会社法施行後も存続が認められることとされている（整備法 86 ）。

言い換えれば、既存の端株制度採用会社は、法律上、必ずしも、単元株制度に移行するための特段の対応が求められている訳ではない、ということとなる<sup>4</sup>。

## 3 . 端株制度採用会社の単元株制度への移行の特例

前述の通り、既存の端株制度採用会社は、整備法の経過措置により、必ずしも単元株制度に移行することが義務付けられている訳ではない。

その一方で、整備法では、既存の端株制度採用会社が、単元株制度に移行しやすくするための特例措置も整備している。

### (1) 単元株制度を導入と同時に株式分割を行う場合の特例 ～ 株主総会不要

法律上、既存の端株採用会社に限定されている訳ではないが、単元株制度の導入を大幅な株式分割と同時に行う場合は、株主総会の承認が不要とされている。

単元株制度を導入するためには、単元株式数を定める定款変更を行わなければならない。これは、本来、株主総会の特別決議が必要となる（会社法 466 ）。

こうした厳格な手続が求められる理由は、次のように説明される。単元株制度を導入していない会社の株主であれば、1 株でも保有していれば株主総会で議決権を行使することが認められる。この会社が単元株制度を導入すれば、株主は 1 単元の株式数（以下、単元株式数）の株式（例えば、100 株、1000 株など）を保有していなければ議決権が認められなくなる。つまり、単元株制度が導入されると、小口株主が議決権を失うという不利益を受けるのである。

ところが、単元株制度の導入に併せて、その単元株式数と同じ割合（又はそれ以上の割合）で

<sup>3</sup> 前出相澤 p.81。

<sup>4</sup> 特例が認められるのは、あくまで会社法施行の際に現存する端株とされている。従って、会社法施行後に行われる株式分割や株主割当増資などによって、新たに生じる端数部分については、会社法施行前から存在したとは言えないことから、経過措置の適用を受けられない可能性がある。最終的には、解釈によるが、新たな株式分割や株主割当増資などに伴って生じる問題を回避するために、単元株制度に移行せざるを得ないケースも想定されるだろう。

株式分割が行われるのであれば、そうした問題は生じないはずである。つまり、1 単元を 100 株とする単元株制度を導入すると同時に、1 株を 100 株に分割するのであれば、各株主の議決権数に変動はなく、小口株主が不利益を受けることもない、という訳である。

そこで、会社法では、次の要件を充たす場合は、株主総会の決議によらないで単元株制度を導入する定款変更を行うことができると定めている（会社法 191）。

株式分割と同時に単元株式数についての定款の定めを設ける。

次の数式を満足する単元株式数、分割比率が定められている。

$$\frac{\text{定款変更後に各株主がそれぞれ有することとなる株式数}}{\text{単元株式数}} = \frac{\text{定款変更前に各株主がそれぞれ有する株式数}}{\text{単元株式数}}$$

## (2) 単元未満株主の権利に関する定款規定 ~ みなし定款変更

既存の端株制度採用会社が、現実に単元株制度に移行するに当たっては、単に前記(1)の手續に基づいて単元株式数に関する定款変更を行うだけでは足りない場合もあり得る。

例えば、1 . で説明したように、端株主に認められる権利と単元未満株主に認められる権利は異なる。そのため、仮に、現状の端株主の権利関係を単元株制度移行後も維持しようとするれば、単元未満株主の権利を一定のものに限るとするための定款変更も必要となる。

そこで、整備法では、既存の端株制度採用会社が、前記(1)の手續によって単元株制度に移行する場合には、同時に次のような規定を設ける定款変更手續も行われたものとみなすこととしている（整備法 86 ）。

単元未満株式については株券を発行しないことができる旨の定め

（配当請求権を与えない旨の定款規定が既にある場合）単元未満株主は、剰余金の配当を受ける権利を行使することができない旨の定め

（株式の転換請求権を与えない旨の定款規定が既にある場合）単元未満株主は、取得請求権付株式の取得請求ができない旨の定め

（新株等の引受権を受ける権利を与えない旨の定款規定が既にある場合）単元未満株主は、株式、新株予約権の割当てを受ける権利を行使することができない旨の定め

単元未満株主は、次の権利を除き、株主権の全部を行使することができない旨の定め

- 上記 ~ の権利
- 会社による全部取得条項付種類株式の取得に当たり対価を受ける権利
- 会社の取得条項付種類株式の取得にあたり対価を受ける権利
- 株式無償割当を受ける権利
- 単元未満株式買取請求権
- 残余財産分配請求権
- その他法務省令で定める権利

この制度を活用すれば、既存の端株制度採用会社が単元株制度に移行するに当たって、別途、株主総会を開催することなく、現状の端株主の権利関係を維持することができるのである。

### (3)旧株券の流通 ~ 上場会社は取引所等の対応にも留意

整備法では、既存の端株制度採用会社が、前記(1)の手続によって単元株制度に移行する場合には、その発行する株券について「株券に記載されている株式の数に当該単元株式数を乗じて得た数が当該株券に株式の数として記載されているものとみなす」としている。

言い換えれば、既存の端株制度採用会社が、前記(1)の手続によって単元株制度に移行する場合、会社法上、単元株式数の記載のある新株券を交付する義務はなく、旧株券をそのまま流通させることができるということである。

ただし、上場会社の場合、旧株券の流通の可否について、会社法だけではなく、証券取引所や証券保管振替機構の対応にも留意する必要があるだろう。証券取引所・証券保管振替機構により「旧株券は(会社法上は有効であるとしても)市場の決済物件として流通させることは不適切」として、旧株券の回収が求められる可能性が高いためである<sup>5</sup>。

### (4)種類株式発行会社における単元株制度への移行 ~ 種類株主総会は不要

前記(1)の手続によって単元株制度に移行する場合、同時に行われる株式分割の分割割合によっては、授權枠を拡大する定款変更が必要な場合がある。

この点について会社法は、現に2種類以上の株式を発行していない会社(例えば、普通株式しか発行していない会社)であれば、株主総会の決議なしに、株式分割の分割割合に応じて授權枠を拡大することを認めている(会社法184)。つまり、1株を10株とする株式分割を行った場合、授權枠も10倍に拡大することを認めているのである。

ところが、2種類以上の株式を発行している会社(以下、種類株式発行会社)の場合、こうした特例が認められていない。そのため、株式分割のための授權枠拡大には、別途、株主総会の特別決議による定款変更が必要となる。

加えて、公開会社<sup>6</sup>の場合、発行済株式総数の4倍までしか授權枠を拡大できないという制約も課されている(会社法113)。通常、0.01株単位で管理されている端株を、1株単位で管理される単元未満株式に移行するためには、実質的に100倍相当(0.01株→1株)の株式分割が必要になると考えられる。

公開会社である種類株式発行会社がこれを実施しようとする、授權枠の制限のため、理論上、『4倍の授權枠拡大→1株を4株とする株式分割→4倍の授權枠拡大→1株を4株とする株式分割……』と、何度も授權枠の拡大と株式分割を繰り返さなければならないこととなる。

<sup>5</sup> 東証からのヒアリングでも、現行の取引所規則(受託契約準則)に基づけば、旧株券を決済物件として認めることは難しいだろう、とのことであった。

<sup>6</sup> 発行する株式の全部又は一部に譲渡制限が課されていない会社のこと。

その他にも、株式分割や単元株式数の取決めによっては、種類株式の内容変更が必要となり、別途、種類株主総会が必要となるケースも想定される。

これらの制約があるため、端株制度採用会社が種類株式発行会社でもある場合には、単元株制度への移行は、仮に、前記(1)の手続を利用できたとしても、大変、煩瑣な手続が必要なものとなってしまう。

整備法では、こうした問題点を考慮して、種類株式発行会社が端株を単元未満株に移行するための特例を設けている。具体的には、一つの株主総会の特別決議(別途、種類株主総会は不要)で、次の ~ の手続を行うことができるものとしている(整備法 88)

全ての株主・端株主に対して、その保有する株式数・端株式数に応じて、同じ種類の株式・端株を割り当てる(端数等無償割当)。これによって、全ての端株が(1株の整数倍の)株式にまとめることができるようにして、実質的に、端株が存在しないような状況とする。

前記 の端数等無償割当によって増加する株式・端株の割合に応じて、単元株式数を定める(定款変更)。

前記 の単元株式数に応じて、授權枠を拡大する(定款変更)。

種類株式の権利内容を前記 の単元株式数に応じて調整する(定款変更)。